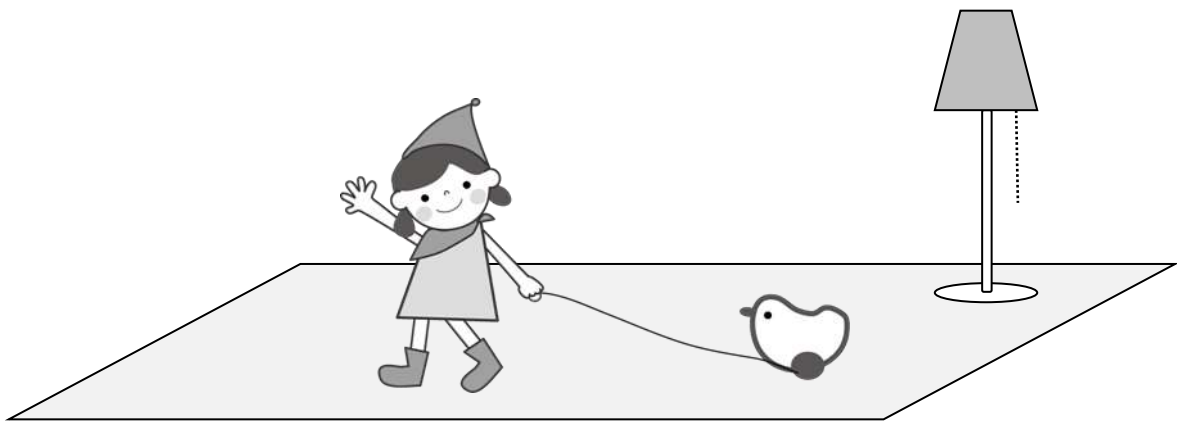


令和5年度

台東区子育て世帯 住宅リフォーム支援制度

ご 案 内



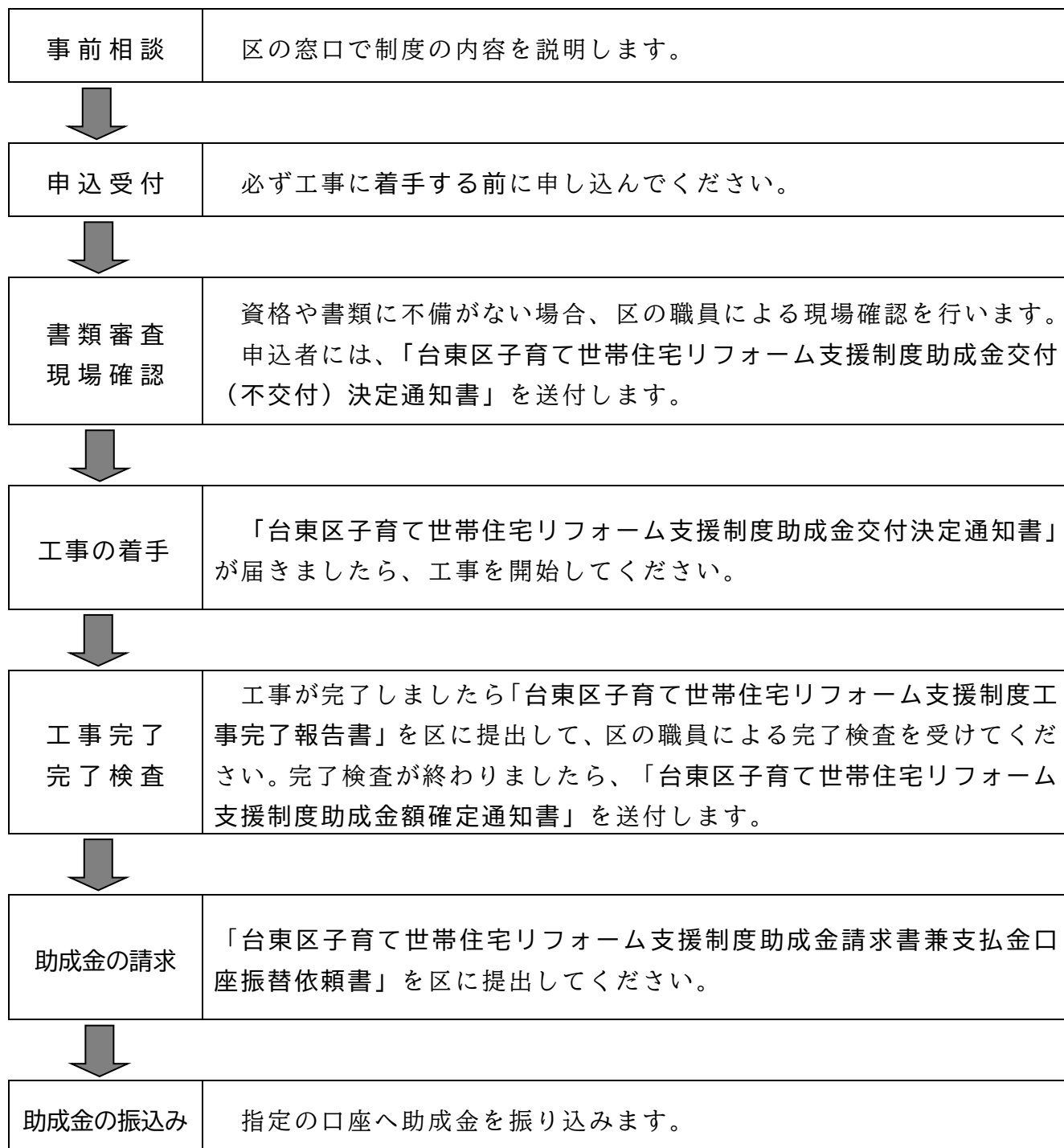
安全に安心して子育てができる居住環境の整備を目的としたリフォーム工事を行う方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

- 本助成金の申請は、令和6年3月末日までにリフォーム工事が完了し、「台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度工事完了報告書」を提出できる方に限ります。
- すでにリフォーム工事に着手している場合は申し込みができませんので、ご注意ください。
- 国、東京都又は区が実施する他の助成制度との併給はできません。
- 年間を通じ随時受け付けしていますが、予算額に達し次第締切ります。

台東区 都市づくり部 住宅課

〒110-8615 台東区東上野4-5-6
TEL 03-5246-1468(直通)

申込から助成金交付までの流れ



1 対象となる住宅

申請者本人が居住する区内の住宅であること。マンション等共同住宅の場合は、専有部分のみが対象。

- <対象外>・相続未確定等により所有権が登記事項証明書により確認できない住宅は対象外です。
- ・居住部分以外（貸室、事務所、店舗等）は対象外です。併用住宅については、自己居住部分のみを対象とします。

2 申請者の資格 ※次のすべてに該当する方

1. 対象となる住宅に居住していること。居住予定の場合は、リフォーム工事完了日から30日以内、又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに居住し、住民登録を行うこと。
2. 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供（小学生以下の子供）を扶養し同居していること、又は申請者本人もしくは同居の配偶者が出産前で母子健康手帳の交付を受けていること。同居予定の場合は、リフォーム工事完了日から30日以内、又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに同居し、住民登録を行うこと。
3. リフォーム工事について、国、東京都又は台東区で実施している他制度による助成金等を受けていないこと。
4. 申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方*全員が同一住宅において過去にこの制度による助成金を受けていないこと。
5. 申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方*全員の令和4年中の総所得金額の合計が800万円以下であること。（令和5年4月から6月に申請する場合は令和3年中の総所得金額の合計が800万円以下であること。）
6. 申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方*全員が住民税を滞納していないこと。

※「申請者と同居する方」には、同居予定である方を含みます。

3 対象となるリフォーム工事

1. 手すりの取付工事
2. 段差の解消工事
3. 滑りの防止のための床材の変更等工事
※「滑りにくい」ことが客観的に判断できる資料の添付が必要
4. 進入防止フェンスの設置工事
5. コンセント位置の移動工事
※間取りの変更等に伴うコンセント位置の変更は対象外
6. 引き残しの確保のための扉の取替等工事
7. 柱、壁、作り付け家具等の面取り加工等工事
8. ドアストッパー等の設置工事
9. 指はさみ防止のための折戸取替等工事
10. 浴室扉の鍵の設置等工事

※ 物品の購入のみで、工事を伴わない場合は対象外です。

※ 対象となる住宅が申請者本人の所有でない、又は共有者がいる場合は、工事について所有者全員の承諾が必要です。

4 助成金額

対象工事費（消費税を除く）の3分の1（千円未満切り捨て）

上限 20万円

5 申請書類等

○各1部ずつ原本を提出してください。

申請時の提出書類

【全員共通】（6～9については**発行日から3か月以内のもの**を提出してください。）

1	台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付申請書（第1号様式）
2	誓約書（第2号様式）
3	設計計画書（第3号様式） ※任意のもの（住宅の平面図に工事箇所及び工事内容を図示した資料等）でも可。
4	工事見積書の写し（対象工事に要する費用の内訳及び宛名に申請者の氏名が明記されたもので、見積業者の押印のあるもの。）
5	工事着手前の写真（日付を入れ、工事箇所ごとに撮影）
6	住民票 ●申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方（同居予定を含む。）全員のもの で、続柄が記載されているもの。 ●申請時に台東区に住民登録があり、同意書を提出した方は省略できます。
7	住民税 課税（非課税）証明書 ●申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方（同居予定を含む。）のうち、 18歳以上の方全員分が必要です。 ①令和5年4月～令和5年6月に申請する方⇒令和4年度（令和3年中所得） 住民税課税証明書又は非課税証明書（令和4年1月1日現在住民登録をして いた区市町村で発行） ②令和5年7月～令和6年3月に申請する方⇒令和5年度（令和4年中所得） 住民税課税証明書又は非課税証明書（令和5年1月1日現在住民登録をし ていた区市町村で発行） ●①の方は令和4年1月1日現在、②の方は令和5年1月1日現在台東区に住民 登録をしていて、同意書を提出した場合は省略できます。
8	令和4年度住民税 納税（非課税）証明書 ●申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方（同居予定を含む。）のうち、 18歳以上の方全員分が必要です。（令和4年1月1日現在住民登録をしてい た区市町村で発行。 <u>住民税の未納がないことの証明</u> が必要です。） ●令和4年1月1日現在で台東区に住民登録があり、同意書を提出した方は省略 できます。
9	建物の登記事項証明書（東京法務局台東出張所で発行）

<参考> 東京法務局台東出張所（登記所）台東区台東1-26-2 TEL 3831-0625

【該当する方のみ】

○住所、氏名、生年月日、世帯構成、続柄、所得額、納税状況に関して、台東区が保有する公簿により確認することに同意する方

10	同意書（同意書を提出することにより、上記6、7、8の書類の提出を省略できます。ただし、台東区が情報を保有していない方は、省略できません。）
----	---

○リフォーム工事をする住宅が、申請者の所有でない場合又は共有者がいる場合

11	所有者（共有者）全員の承諾書（リフォーム工事についてのお願ひ） ※様式は任意のもので構いません。
----	---

○申請者本人又は配偶者が出産前で母子健康手帳の交付を受けている場合

12	母子健康手帳のコピー（表紙及び分娩予定日が記載されたページ）
----	--------------------------------

取下時の提出書類

【該当する方のみ】

1	台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付申請取下届出書（第5号様式）
---	--

変更時の提出書類

【該当する方のみ】

1	台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付変更申請書（第6号様式）
2	台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付決定通知書のコピー
3	変更内容が確認できる書類
4	変更後の工事見積書の写し（対象工事に要する費用の内訳及び宛名に申請者の氏名が明記されたもので、見積業者の押印のあるもの）

中止時の提出書類

【該当する方のみ】

1	台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度工事中止届出書（第10号様式）
2	台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付決定通知書のコピー

完了時の提出書類

リフォーム工事完了日から30日以内、又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。（リフォーム工事完了後に対象住宅へ居住する予定で申請された方は、転居・転入後に提出してください。）

【全員共通】

1	台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度工事完了報告書（第11号様式）
2	工事に係る領収書の写し（宛名に申請者の氏名の明記及び業者の押印のあるもの）
3	工事完了後の写真（日付を入れ、工事箇所ごとに撮影）

【該当する方のみ】

○申請後に転居・転入された方

4	住民票 ●申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方（同居予定を含む。）全員のもの で、続柄が記載されているもの。 ●申請時に同意書を提出した方は省略できます。
---	--

助成金請求時の提出書類

助成金額確定日から30日以内に提出してください。

【全員共通】

1	台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金請求書兼支払金口座振替依頼書（第13号様式） ※振込口座は、申請者本人名義の口座を記入してください。
---	---

※申請内容等により、その他の書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

ご注意

- 1 本助成金の申請は、令和6年3月31日までにリフォーム工事が完了し、「台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度工事完了報告書」を提出できる方に限ります。
- 2 交付申請書提出後に区による審査を行い、「交付（不交付）決定通知書」をお渡しします。その後工事に着手していただきます。「交付決定通知書」をお渡しする前に着工することはできません。（不交付の場合は「不交付決定通知書」をお渡しします。）

- 3 リフォーム対象住宅へ転居・転入予定の場合は、リフォーム工事完了日から30日以内、又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに対象住宅に居住し、住民登録をしてください。
- 4 次のような場合には、交付決定を取消します。すでに助成金が交付されているときは、助成金を返還していただきます。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他関係法令及び台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度助成金交付要綱の規定に違反したとき。
 - (4) その他、助成金を交付することが不相当と認めるとき。
- 5 申請書等への記入はボールペンなど消せない筆記具を使用して下さい。
(鉛筆や、いわゆる「フリクション」などの消せる筆記具は使用できません。)